

日本看護系大学協議会 会員校の皆様

平素は、日本看護系大学協議会の活動にご理解とご高配を賜りましてありがとうございます。代表理事として出席しているチーム医療推進会議で新たな展開になっていることをご報告し、合わせて今年度のこれまでの JANPU の取り組みについて皆様にお伝えいたします。

◇推進会議について：

1月30日に行われました、第17回チーム医療推進会議において、年度末には決着をつけたいという座長の発言がありました。これまで推進会議では、看護師特定能力認証制度として討議されていましたが、「特定行為にかかる看護師の研修制度（案）」として法制化する案が提案されました。その会議次第と提出された資料につきましては、容量が大きそうですので厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002ulx2.html> をご覧いただきますようお願いいたします。また、要点について別途添付（本ファイルの2ページ以降）させていただきますので、厚生労働省ホームページ資料とともにご検討くださいますようお願いいたします。

推進会議の議事次第にあります議題1「診療の補助における特定行為（案）」と2「指定研修の検討状況について」（資料1と2）はワーキンググループで継続して検討されるものとして報告されました。WGでの検討継続について質問をし、継続審議がなされるとのお返事でした。

議題の3「特定行為に係る看護師の研修制度（案）」については、

- 特定行為が特定されていないこと、
- 研修制度についても新たな提案であり明確な状況がつかめない、
- 看護師籍への研修終了者の登録がある一方医師の指示があればどの看護師でも実施できる状況であることなどから、現状では保助看法を変える法制化には賛成はできないと意見を述べました。

議題4は「その他」（資料4）とされ、ほとんど検討されませんでした。提案された研修制度案の基本的考え方であり、看護の自律性を損ないチーム医療のメンバーとして人々の健康に寄与する看護の将来を狭めると危惧しました。

◇今年度の日本看護系大学協議会の取り組み：

日本看護系大学協議会では、昨年の総会で意見をいただいた対象領域を越えて高度な看護実践が求められるグローバルスタンダードなナースプラクティショナーの育成に向けたプロセスを開始しています。6月の総会に提案するべく高度実践看護師制度委員会・理事会で検討を重ねています。専門看護師教育課程も治療判断過程、高等薬理、アドバンス身体アセスメントの科目を含めた38単位以上の教育課程が認定されています。日本看護協会との協議の上、認められた災害看護並びに遺伝看護分野についての専門看護師教育課程は基準が既に策定されました。大学卒業生は看護職の教育課程の約1/3を占めています。

これまでも、チーム医療看護師の診療補助としての特定行為につきましては多くの大学から回答を提出いただきました。どうぞ推進会議やワーキンググループ会議など、厚生労働省のホームページに掲載されている情報に目を通していただきますようお願い申し上げます。

一般社団法人 日本看護系大学協議会
代表理事 片田範子

チーム医療推進会議（第 17 回まで）の、
特定行為に係る看護師の研修制度（第 16 回までは看護師特定能力認証制度）
に関する検討内容の抜粋
(2013.2.14)

①名称独占・業務独占はしない。

②診療の補助における特定行為（案）【資料 1-2】

当初の 203 項目から、現在 29 項目が選択された（最終決定ではない）。

例：57 気管カニューレの選択・交換、60 経口・経鼻挿管の実施、61 経口・経鼻挿管チューブの抜管、69.70 褥瘡壊死組織のシャープデブリードマン・止血、79 動脈ラインの確保、80PICC(末梢静脈挿入式静脈カテーテル)挿入、82 中心静脈カテーテルの抜去、86 胸腔ドレーン抜去等

③指定研修について（案）【資料 2-2】

- ・当初は大学院（2 年間）、8 ヶ月など、内容と方法を持つ教育課程として検討されていたが、現在では研修として、厚生労働省が指定した研修機関において領域ごとの（あるいは一定の行為群として）の特定行為を単位制として学ぶとなった。【資料 2-2、P2～5】
- ・指定研修機関は、自施設で講義・演習・実習を実施する、あるいは自施設では講義演習、実習は他施設で行うなど多様な形態をとることが可能で、また講義・演習は e-learning などを活用するなど自由度が高い。【資料 2-2 P6】
- ・研修なので、受講にあたっての資格等（臨床経験〇年以上等）はない。
- ・特定行為が常設の審議の場で追加され、その研修も受けた場合は、登録内容に追記する。

④一般看護師（指定研修を受けない）が、特定行為を実施する場合

- ・医師の具体的指示があれば実施可能
- ・指定研修が義務づけられない看護師については、指定研修に準じて院内研修を実施することとし、看護師一般が具体的指示で実施するために必要な程度

の知識・技術について、一定のガイドライン等を策定してはどうか。

【資料 2-2 P8】

⑤特定行為に係る看護師の研修制度(案) : 保助看法の改正内容になる【資料 3】

・ 医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助のうち、実践的な理解力、思考力および判断力を要し、かつ高度な専門知識および技能を持って行う必要のある行為（以下、「特定行為」）について、保助看法において明確にする。

（特定行為の具体的内容については、省令等で定める。）

・ 医師または歯科医師の指示の下、プロトコールに基づき特定医行為を行おうとする看護師は、厚生労働大臣が指定する研修機関において厚生労働省で定める基準に適合する研修(指定研修)の受講を義務付ける。

・ 指定研修の受講が義務付けられない看護師(一般看護師)は、保助看法上の資質の向上に係る努力義務の内容に、特定行為の実施に係る研修を追加する。

・ 厚生労働大臣は、研修機関の指定をする場合には、審議会の意見を聞く。
（指定基準の内容は、審議会で検討し省令で定める。）

・ 指定研修機関の修了者は厚労省に申請することで、厚生労働大臣が看護師籍に指定研修修了者として登録し、登録証を交付する。